

## 令和3年 第7回 真庭市農業委員会総会 議事録

### 1. 開催日時 令和3年7月9日(金)

午前10時00分から午前10時50分

### 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

### 3. 出席委員(42人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美

5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平

9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝

13番 長銚忠明 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴

17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利

28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三

34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢壘 37番 池田和道

38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子

43番 入澤靖昭 45番 筒井一行 46番 石田 勉

### 4. 欠席委員(4人)

農業委員 無し

推進委員 32番 長尾 修 33番 三村訓弘 42番 井上 達 44番 佐子ゆかり

### 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第41号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 報告第14号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第7 報告第15号 農地改良に係る届出について

日程第8 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕

磯田美智子

### 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さん、改めましておはようございます。  
ただいまから令和3年7月総会を開会いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

大雨となりまして、一応大雨警報のほうは解除されたというところだと思いますけど、まだまだ予断を許さないような状況だろうというふうに思います。中国地方にもかなり被害が出ているようで大変だろうと思いますけど、3年前も7月豪雨でかなりの大きい被害を受けたところでございます。このまま何とかもってもらうように祈っておりますけど、皆さんもご協力をお願いします。

農業委員会も改選になりまして1年たったわけでございます。なかなか行事のほうがあったように進まないわけでございますけど、今後のコロナの状況を見ながら、これからも考えていきたいというふうに思っております。今年度は、3年に1回行っております視察研修を行う年であります。秋から冬にかけて研修を行ったわけでございますが、今年も事情が許せば、どこかいいところを視察等をしたいというふうに考えておりますので、皆さんもまたご意見のほうも出していただければというふうに思います。

それでは、こういうときでございますけど、このぐらいにしまして、今日は研修もあるわけでございます。最後までよろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員はゼロ名です。したがって、今の出席委員は19名中19名で定足数に達しておりますので、7月総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 それでは、議事録署名委員は、7番委員、8番委員を指名いたします。

日程2、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は6件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1, 663㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議 長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号1について、去る6月27日、譲受人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は現在市外に在住しており、農地の管理ができなく、昨年までA氏という人に委託をしていたんですが、この3月末で返されて、4月からは譲受人が管理することになりました。その流れで売買の話がまとまり、譲受人が申請農地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は両親と3人暮らしで、本人1人で農作業をしています。乾燥設備以外の農機具は全て所有しており、また自分の農地以外にも2ヘクタールの農地を作業委託を受けて行っており、申請地を取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、落合の譲受人に、申請農地、田1筆211㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議 長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号2について説明いたします。

去る7月1日に現地調査と聞き取りを行いました。譲受人の住宅の隣に譲渡人の親が以前住んでいました住宅と、その宅地に隣接する農地であります。その親の死後、長年宅地も家も倒壊の寸前でありまして、農地も譲受人がある程度管理をして

おりました。しかし、このたび息子さんに名義を変更いたしまして、譲受人がその農地を譲り受け、耕作するものです。譲受人は今は会社を定年しておりますが、以前より稲作、ブドウ等を熱心に栽培しております、今後とも農地の管理は適正に行われるものと思っております。その他指摘事項はございませんので、以上よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、八束の譲受人に、申請農地、田1筆921㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 はい。

議 長 はい、1番委員。

1番委員 3番についてご説明いたします。

7月5日に、まず渡し人と電話で話をしました。渡し人は父親が亡くなって、その後、自分が取得したんですけれども、自分は県外にいまして、そこが荒れてる状況でした。それで、家の前である受け人に譲渡したいということの話になりました。7月6日に受け人のほうと話をいたしました。受け人は会社勤めではあります、血気盛んで一生懸命朝早くから起きて家の仕事をして、会社が終わりますと、また家のほうの草刈りなんかは誰よりも早く地元ではあがるぐらいな感じで頑張っておられる方です。トラクターのみなんですけれども、仕事をされてますので、その中で一生懸命頑張っておられます。取得後、そこは河原地で保全管理ぐらいしかできないかもしれないんですけれども、家の前だから、ほかのところでは何かするよりは何とかなるだろうということを受けてくださったという経過があります。

以上です。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、八束の譲渡人が、相手方の要望により、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆574㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いいたします。

43番推進委員 議長。

議 長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 43番です。

番号4について、調査に行っまいりましたので述べさせていただきます。

現地調査のほうを去る6月27日、譲受人立会いの下、しております。譲受人と譲渡人は近隣に住んでいる知り合い同士で、譲渡人は独り暮らしであり、現在は高齢となり、農作業とかはしておりません。所有する主な農地は近隣の農家へ貸しておりますが、ただ申請地に関しては立地条件も悪く、30年以上管理されていない土地となっており、進入路すらちょっと分からない状態でした。また、今後も管理する予定がないということですので、申請地に隣接した農地で耕作を行っている譲受人との間に今回の所有権移転がまとまったものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は兼業農家で、家族4人で芝を約75アール作っています。譲受人はその他必要な機械ということなんですけど、畑作、稲作等はやっておらず、芝のみということなので、一般的にトラクターとかが必要だと思うんですけど、芝のほうは必要ないということで芝刈り機とか、そういったようなもののみの所有ということを確認しております。その他農作業に必要な場合は近隣の農家の方に頼んで農作業等をしてもらっているということで、実際現地調査でも芝の様子を見ておりますので、今後農作業に従事することは認められると思います。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、八束の譲渡人が、相手方の要望により、同じく八束の譲受人に、申請農地、田1筆371㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく43番推進委員さんから説明をお願いいたします。

43番推進委員 議長。

議 長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 43番です。

ただいまの5番の件について述べさせていただきます。

6月27日に現地調査、譲受人立会いの下、行っています。権利移転の事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は同じ集落に住んでいる知り合いであります。譲受人は大規模な酪農を経営しており、自身の所有する畜舎の敷地と畜舎への進入路に面している申請地の取得を譲渡人が譲受人に提案してまとまったものです。この申請地については現在荒廃した状態であるので確認したところ、譲渡人は今後も申請地を耕作する、管理する意思がないということですので、今回の所有権移転の話がまとまったということでありまして。譲受人の耕作状況等でありまして、譲受人は酪農を家族4人で行っており、また稲作を1ヘクタール作っています。譲受人は必要な機械を十分に所有しており、申請地取得後も同様に必要な農作業に従事することが認められます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、川上の譲受人に、申請農地、畑1筆952㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

番号6に対しまして、7月4日に譲受人と現地を確認してまいりました。譲渡人は県外ではありますが、実家が譲受人と近隣同士であり、譲受人の要望により今回の申請となったものであります。譲受人は兼業農家ではあるが、退職して農業に力を入れるとのことであり、野菜を中心に耕作しており、取得農地はスイートコーンを作付するとのことであります。十分に耕作されると思いますので問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1から番号5については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は7件でございます。



番号3ですが、これも6月26日に、申請人とは連絡がつかず、お姉さんと電話確認をいたしました。転用しようとする事由の詳細ですが、これも1、2と同じで超湿田ということで、耕作条件は非常に悪いということで現在遊休農地となっております。完了後、申請人は県南在住であります、そのため市内在住の姉が管理されるということでございます。申請地の位置等につきましては、前のものと一緒です。周辺状況ですが、東が県道、西が田、南が田、山林、北が市道及び民家となっております。周辺農地への影響ですが、これも1、2と同様、特に支障を来すことはないと思われま

す。番号4ですが、これも6月26日に申請人本人及び息子さんの立会の下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、これも先ほどと同じ圃場整備はされておるんですが、非常に湿田であり、耕作条件が悪く、現在遊休農地となっております。それにより県の旭川、備中川のしゅんせつ残土での埋立ての話があり、耕作条件の改善になると判断され、申請を行うものです。完了後は、息子さんは県外の在住ですが、定期的に帰って管理をするとのこと。また、この日も妹さん夫婦が隣の田んぼの草刈り等をしっかりされておりました。申請地の位置ですが、これも先ほどの案件とほぼ同じ位置です。周辺状況ですが、東が田、西が田、南が山林、北が市道。周辺農地への影響ですが、これも先ほどと同様、特に支障を来すことはないと思われま

す。番号5ですが、これも6月26日に申請人立会の下、現地確認は行っております。転用しようとする事由の詳細ですが、これも今までの1から4と同条件で非常に湿田で耕作条件が悪いということで、現在は遊休農地となっております。申請地の位置等ですが、これも先ほどの案件とほぼ同じ位置に位置しております。周囲の状況ですが、東が田、西が市道、南が田、北が市道。周辺農地への影響ですが、これも先ほどと同じ、特に支障を来すことはないと思いま

す。以上、1から5までの案件ですが、申請案件については転用はやむを得ない。また、耕作条件、そういうのがよくなるというふうに考えられますのでご審議のほどよろしくお願

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6、番号7については関連する内容ですので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局次長 4ページの番号6と5ページの番号7は同一箇所に関連しておりますので、一括してご説明いたします。

申請人、番号6、7の落合は、申請地が不整形地で道路より3m程度低い場所であり、耕作が不便なため、番号6は、申請地、畑3筆1,430㎡を、番号7は、申請地、畑1筆312㎡を、それぞれかさ上げし、畑として利用するため、一時転用申請するものです。農地区分は、番号6、7とも2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、2件とも県が行うため池改修工事の発生残土を流用し、県が施工する

ため 〇〇 円。添付書類は、2 件とも、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。なお、番号 7 は申請地所有者が死亡しているため、相続人全員から転用申請することについての同意書が添付されております。一時転用期間は、番号 6、7 とも許可後から令和 6 年 3 月 31 日までです。2 件とも申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、9 番委員さんから説明をお願いいたします。

9 番委員 議長。

議 長 はい、9 番委員。

9 番委員 9 番です。

6 番と 7 番につきまして、去る 7 月 3 日の日に 2 名の方に立会いをいただき、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですけれども、6 番、7 番ともに申請地は隣接する農道より低い位置にあり、耕作不便なところで、このたび 〇〇 農業用ため池の改修工事に伴います残土を利用してかさ上げ工事を行うために申請を行うものです。なお、工事終了後は畑として耕作する予定であるということです。申請地の位置ですけれども、6 番、7 番につきまして、〇〇 から北に 300m 入ったところにあります。周辺の状況ですけれども、6 番につきましては東が農道、西が畑、南が畑、北が農道、7 番につきましては東が畑、西が山林、南が農道、北が畑となっております。周辺農地への影響ですけれども、何ら問題ないと思われれます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 39 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 4、議案第 40 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は2件となっております。

6ページ目をお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（北房）は、現在自宅の庭を駐車場としていますが、来客用の駐車場がないため、申請地、畑1筆78㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、露天駐車場として整備をするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願いいたします。

21番推進委員 議長。

議長 はい、21番推進委員。

21番推進委員 21番推進委員です。

番号1につきましては、去る7月3日に譲渡人、譲受人、両者立会の下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですけれども、譲受人は現在の住所地に住んでいますが、高齢のため、自家用車は持っておりませんが、度々娘さんが来られるときに駐車場がないということで不便を感じていたということです。そのため、長年駐車場を検討していたところ、近隣の畑の譲渡人との話がまとまったことから申請を行うものであります。続いて、申請地の位置ですけれども、申請地は譲受人の住居のすぐ隣に接しており、里道、私道に面した場所に位置し、譲受人の住宅の東側に位置しております。申請地の周囲の状況です。東が私道、個人的に買い取って私道というか道にしているところ、それから西側は道路であります。これも一応私道というかり道です。南も道路であります。北側は譲渡人の畑でありまして、この耕作についても同じ人が分筆して譲渡しておりますので、耕作については何ら影響がないというところを確認しております。周辺の農地への影響ということで、今言いましたように申請地に隣接した農地は譲渡人の畑でありますけれども、本申請地は露天駐車場でありまして、日照とか通風等に支障を来すものではないと思われれます。また、畑でありまして利水関係も問題ないというふうに思われれます。その他の指摘事項ですけれども、特に指摘することはありません。

以上のとおり、本案件について転用はやむを得ないものと思われれます。周辺農地への影響についても問題ないということでありましてご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（久世、宗教法人）は、近年車での参拝者が多くなり、参道付近に駐車場がなく、参道に駐車した場合、後続車によって出口を塞がれて出庫できない事態などが多くなったため、申請地、畑1筆99㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、露天駐車場として整備をするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は譲渡人からの寄附であるため 〇〇円、土地造成 〇〇〇円。資金の内訳として、自己資金 〇〇〇円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 この案件についてですが、現地調査の結果については32番推進委員が譲渡人となっている案件ですので、私のほうから説明させていただきます。

なお、32番推進委員は本日欠席ですので、議事参与の制限による退席はございません。

それでは、現地調査のほうを7月2日に譲渡人に出席していただいていた行いました。宗教法人のほうからは副総代長のほうに電話でいろいろと事情を聞きました。転用しようとする事由の詳細ですけど、神社の鳥居付近には駐車スペースがありません。参拝、また行事等のときには大変不便に感じていたというところがございます。このたび宗教法人側より譲渡人のほうに参道横の農地を駐車場としたいのだという話がありまして、この神社のこの宗教法人の氏子でもあります譲渡人が贈与して協力することとしたということでございます。申請地の位置ですけど、〇〇〇より東へ県道を越えて約100mぐらいのところでございます。周囲の状況ですけど、東は道を挟んで畑でございます。西は宅地、倉庫等が建っております。南は畑です。北は参道となっております。周辺農地への影響ですけど、駐車場のために農地への影響はないものというふうに思われます。その他指摘事項はありません。

以上、審議のほうをよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

17番委員 議長。

議 長 はい、どうぞ。

17番委員 番号1ですけども、転用目的が住宅用地となっているのはなぜでしょうか。

事務局主幹 はい。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 大きいくくりの中で、露天駐車場というのが住宅に係る駐車場ということで住

宅用地ということで書かせてもらっております。

17番委員 住宅を建てるわけではないんですね。

事務局主幹 そうです。

17番委員 分かりました。

議長 ほかにはございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、異議なしと認めます。

よって、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第41号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第41号について、7ページをお開きください。

議案第41号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和3年7月9日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全42筆ございます。

なお、7ページ、番号2110-1番の1筆、2110-2の1筆につきましては、令和2年度利用状況調査で低利用農地と判定した農地の貸し借りとなっております。貸し借りに至った経緯ですが、借手が耕作できなくなっていたところ、このたび新たな借手が見つかったとのこと。次に、9ページ、番号8083-1の1筆につきましては、令和2年度利用状況調査で再生困難と判定した農地の貸し借りとなっております。議案に低利用2からの解消となっておりますが、④からの解消に修正をお願いいたします。貸し借りに至った経緯ですが、借手、貸手と連絡が取れていないため、聞き取り出来次第、農業委員会総会にて報告をいたします。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手でお願いいたします。

1 番委員 すみません。

議 長 はい、どうぞ。

1 番委員 9 ページの一番下のなんですけども、すごくすばらしかったのでぜひとも皆さんにお伝えしたいなと思ってお話ししたいんですけども、ずっと荒地でした。真ん中辺に木もあって、川のへりで大変だなというところでした。そこを持ってる人の知人だった関係もあって、農地最適化推進委員の方が一生懸命動いてくださって説得をしてくださり、それと中間管理機構がもう早速に、すぐに動いてくださって、あれよあれよという間に木を取り除いてくださって、何かがあったのというような感じに見る見る変わりました。すぐ草を焼いてきれいになって、本当にみんなが協力するとこんなにきれいになるんだなって思うぐらいスピードも速かったし、それからすてきになったので、やっぱり中間管理機構の方はほんまに持つものを持っていらっしゃるし、だから悩んでる方なんかがあったら、ぜひとも中間管理機構の方に助けを求めてされると本当に自分が苦しんでることが楽になるんじゃないかな、というのを何かまざまざと見せつけられたような場面だったんです。ぜひとも皆さんも回ってていろんなことがあると思うんですけども、そういう意味でも中間管理機構の方と仲よくしてスムーズに進めるようにされたいんじゃないかなというのをすごく感じた案件でしたので、ご報告したいなというふうに思いました。本当に最適化推進委員の方がすぐに動いてくださって、そのおかげもあってというので、すごく意欲的な方が入ってくださったことがすごくよかったなというふうに思いました。

以上です。すみません。

議 長 ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、これをもって質疑は打ち切ります。

これより議案第 4 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 1 号、基盤強化法第 1 9 条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 6、報告第 1 4 号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程 7、報告第 1 5 号、農地改良に係る届出について、日程 8、報告第 1 6 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 11ページをお開きください。

報告第14号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第15号、農地改良に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第16号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議 長 報告第14号、報告第15号、報告第16号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。

事務局、よろしいか。

<「なし」の声>

議 長 それでは、以上で7月総会を閉会したいというふうに思います。

次回8月総会は8月10日火曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前10時50分 閉会)